

入院したときの食事代（食事療養標準負担額）

入院したときは、食費の一部として食事療養標準負担額（食事代）を負担していただきます。残りは入院時食事療養費として国保が負担します。

◆令和8年6月より変更されます

所得区分		一食当たりの食事代	
一般（下記以外の人）		510円(※4)	◆550円
<ul style="list-style-type: none"> ・ 70歳未満 ・ 住民税非課税世帯 ・ 低所得Ⅱ（※1） 	過去1年間の入院が 90日以内	240円	◆270円
	過去1年間の入院が 91日以上（※3）	190円	◆220円
低所得Ⅰ（※2）		110円	◆130円

※1、2は、P16の※5、6参照。

※3 過去1年間の入院が91日以上の場合は、申請により申請時以降の食事代が190円（◆220円）に減額されます（市民税「課税」世帯の間の入院日数は「90日」に算入できません）。マイナ保険証を利用している人も申請が必要です。

※4 指定難病の人や小児慢性特定疾病の人は、300円（◆330円）となります。

70歳未満住民税非課税世帯の人および低所得Ⅰ・Ⅱの人でマイナ保険証を利用していない人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です（P14～P16参照）